

(平成23年8月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの期間及び63年1月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から62年3月まで
② 昭和63年1月から平成元年3月まで

申立期間の保険料については、平成2年1月31日に社会保険事務所(当時)の職員が自宅に来て納付するように指導があり、同年2月14日にA市役所で19万2,000円を納めた。

当時、30数万円を納めた記憶もあるので、この期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料として、当時の日記帳の写しを提出しているところ、平成2年2月14日に19万2,000円をA市役所で支払った記載が確認できるが、申立人の妻のオンライン記録によれば、同日に元年4月から2年3月までの保険料が納付されていることが確認できることを踏まえると、当該金額は、当時の保険料額から、申立期間に係るものではなく、既に納付済みとなっている夫婦二人分の平成元年度の保険料であることが推認される。

また、申立人は夫婦二人分で30数万円を納めたと思うと供述しているが、A市役所で納付したというのみで、納付方法や金額等の記憶も曖昧であり、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 388（事案 357 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 7 月まで
申立期間について記録訂正の必要が無いとの通知を受けたが、新たな資料として当時の現金出納帳が見つかったこと、所持する年金手帳の筆跡から昭和 54 年 4 月に手続きした事がわかることから再度申立てしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、A市からB町に転入した昭和 54 年 4 月に同町役場で国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと供述しているところ、i) 申立人が所持する年金手帳には、国民年金の資格得喪の記録が複数回記載されていることが確認できるものの、申立期間の記録は確認できないこと、ii) B町が作成した被保険者名簿及びオンライン記録においても、申立期間はいずれも未加入期間として処理されていることが確認できること、iii) 国民健康保険の加入履歴が 57 年 4 月からとなっていることや国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として申立期間に係る現金出納帳の写しを提出しているが、原本の提出が得られないため、国民年金保険料に係る記載が申立期間当時のものかどうかを判断することはできない上、申立人が今回主張する年金手帳の筆跡からうかがわれる記載の前後関係だけでは、申立人が昭和 54 年 4 月に加入手続したものと推認することもできないため、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。